

新型コロナウイルス感染症に係る教職員の勤務等の取扱いについて

2020年7月2日
理事長決裁
(2022年4月25日改正)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本学の教職員に感染者が発生した場合等における勤務等の取扱いについて、以下のとおりとする。

1 感染者となった場合〔病気休暇〕

教職員の感染が判明した場合には、病気休暇を取得し、出勤しないこととする。

病気休暇の期間は、退院または療養（保健所による自宅待機指示期間満了日又は発症日の翌日から10日）が終了するまでとする。

2 濃厚接触者に特定された場合〔職務専念義務免除〕

保健所又は本学から濃厚接触者に特定された場合には、職務専念義務免除により出勤しないこととする。

なお、明らかに濃厚接触者とみなすことができる者については、特定される前であっても、同様に出勤しないこととする。

出勤しない期間は、PCR検査等の結果により、次のとおりとする。

- ・ 陽性の場合、上記1に同じ。
- ・ 陰性の場合（もしくは検査実施できない場合）は、陽性者との最終接触日から連続する7日間（厚生労働省が示す基準のとおり）。

(※) 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

上記の検査陽性者の濃厚接触者であって、当該検査陽性者と生活を共にする家族や同居者（当該検査陽性者が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者。以下「同居家族等」という。）の待機期間は、現時点までに得られた科学的知見に基づき、当該同居家族等が社会機能維持者であるか否かにかかわらず、

- ・ 当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）

又は

- ・ 当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症し

た場合は、その発症日を0日目として起算する。また、ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

3 感染が強く疑われPCR検査等の対象となった場合〔職務専念義務免除〕

感染を疑う症状が強く、保健所や医師の指示によりPCR検査の対象となった場合には、職務専念義務免除により出勤しないこととする。

出勤しない期間は、PCR検査等の結果により、次のとおりとする。

- ・ 陽性の場合には、上記1に同じ。
- ・ 陰性の場合には、発症後8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間が経過するまでとする。健康観察票を記録し、出勤の再開に当たっては、症状がないことを確認すること。

4 感染を疑う症状*がある場合〔交通途絶休暇〕

風邪症状など感染を疑う症状がある場合には、出勤を自粛すること。健康観察票を記録し、症状が出たときから5日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間経過した後、出勤を再開すること。

ただし、医療機関を受診し、発熱等の原因が他人に感染を及ぼす危険のない別疾患による（例：発熱の原因が虫垂炎であった、咳の原因がアレルギー性咳嗽であったなど）と診断された場合は、その時点で交通途絶休暇としての扱いをやめ、病気休暇又は年次有給休暇とする。

※発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

5 同居者等に濃厚接触者や感染が強く疑われる者がいる場合〔交通途絶休暇〕

出勤を自粛すること。出勤の再開に当たっては、同居者等が感染していないことを確認すること。

6 ワクチン接種

(1) 業務(※)による新型コロナワクチン接種について〔職務命令〕

業務遂行（臨地実習、県からの要請により保健所への支援、ワクチンの集団接種など理事長が兼業を許可したものをいう。）のために必要な行為として、職務に

関するものであるものは職務命令とする。

(2) (1) 以外の教職員の新型コロナワクチン接種について〔職務専念義務免除〕

教職員が接種等に要する時間について、授業等業務運営に支障のない範囲で職務専念義務を免除することができるものとする。

なお、ワクチン接種を受けるために要する往復時間等も含むものとする。

(3) 留意事項

ワクチン接種は自由意思に基づくものであり、接種を希望しない教職員の意に反して接種を命ずることのないよう留意すること。

また、接種を受けていない教職員に差別的な扱いをすることのないよう留意すること。

7 ワクチン接種後の副反応（※1）〔職務専念義務免除〕

新型コロナウイルスワクチンを接種後、発熱等の副反応がみられる場合には出勤を自粛すること。なお、48時間以内に副反応の症状が消失すれば出勤は可能とする。

（ただし発熱に対する解熱剤を12時間未使用で経過した場合に限る）

なお、COVID-19を疑う症状（上気道症状、下痢、味覚・嗅覚障害等）を伴うときには上記4の取り扱いとする。

※1 ワクチン接種後の副反応として、発熱、倦怠感、頭痛、接種部位の疼痛、発赤、腫脹などが認められる。

8 在宅勤務の取扱い

出勤しない場合において、症状がないなど勤務が可能な場合は、在宅勤務を行うことができる。

9 非常勤職員の勤務の取扱い

上記1、6、7については職務専念義務免除とし、2～5及び8については上記と同様の取り扱いとする。

10 臨時職員の勤務の取扱い

上記1～7について、交通途絶休暇を適用する。なお、6については、接種等に要する時間（ワクチン接種を受けるために要する往復時間等も含む。）に限る。

11 危機管理担当窓口への報告

教職員自身が新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合及び同居家族が陽性者となった場合には、メールフォームにて危機管理担当窓口へ報告する。

アドレス <https://business.form-mailer.jp/fms/15402508164300>

